

R7年度

**重要事項説明書**

社会福祉法人大和善隣館

幼保連携型認定こども園 松陽こども園



# 幼保連携型認定こども園 松陽こども園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始にあたり、幼保連携型認定こども園松陽こども園があなたに説明すべき内容は、次の通りです。なお、掲載情報は令和7年4月1日現在のものです。この重要事項はお子様が卒園されるまで有効とします。変更事項があった場合は、その都度差し替え文書でお知らせいたします。

## 1 施設運営主体

|         |                  |
|---------|------------------|
| 名 称     | 社会福祉法人 大和善隣館     |
| 所 在 地   | 小松市矢崎町な 129 番地 1 |
| 電 話 番 号 | 0761-58-0328     |
| 代表者氏名   | 理事長 広川 保         |

## 2 利用施設

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |     |     |     |     |    |     |  |      |     |     |     |     |     |     |    |    |       |  |  |  |    |  |  |    |     |       |  |  |  |    |    |    |    |       |    |    |    |  |  |  |    |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|--|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|-------|--|--|--|----|--|--|----|-----|-------|--|--|--|----|----|----|----|-------|----|----|----|--|--|--|----|
| 施 設 の 種 類 | 幼保連携型認定こども園                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |     |     |     |     |     |    |     |  |      |     |     |     |     |     |     |    |    |       |  |  |  |    |  |  |    |     |       |  |  |  |    |    |    |    |       |    |    |    |  |  |  |    |
| 施 設 の 名 称 | 松陽こども園                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |     |     |     |     |     |    |     |  |      |     |     |     |     |     |     |    |    |       |  |  |  |    |  |  |    |     |       |  |  |  |    |    |    |    |       |    |    |    |  |  |  |    |
| 施設の所在地    | 小松市大領中町 1 丁目 171 番地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |     |     |     |     |     |    |     |  |      |     |     |     |     |     |     |    |    |       |  |  |  |    |  |  |    |     |       |  |  |  |    |    |    |    |       |    |    |    |  |  |  |    |
| 連 絡 先     | 電話番号 0761-22-0076<br>F A X 0761-22-0311<br>ホームページ http://www.shoyo-kodomoen.com<br>メールアドレス e-mail <u>shoyohoikuen@gmail.com</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |     |     |     |     |    |     |  |      |     |     |     |     |     |     |    |    |       |  |  |  |    |  |  |    |     |       |  |  |  |    |    |    |    |       |    |    |    |  |  |  |    |
| 管 理 者     | 園長 大西 千鶴                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |     |     |     |     |    |     |  |      |     |     |     |     |     |     |    |    |       |  |  |  |    |  |  |    |     |       |  |  |  |    |    |    |    |       |    |    |    |  |  |  |    |
| 対 象 児 童   | 保育を必要としない満3歳以上の園児（以下「1号認定子ども」という。）<br>保育を必要とする満3歳以上の園児（以下「2号認定子ども」という。）<br>保育を必要とする満3歳未満の園児（以下「3号認定子ども」という。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |     |     |     |     |     |    |     |  |      |     |     |     |     |     |     |    |    |       |  |  |  |    |  |  |    |     |       |  |  |  |    |    |    |    |       |    |    |    |  |  |  |    |
| 利 用 定 員   | <table><tr><td>認定区分</td><td>0 歳</td><td>1 歳</td><td>2 歳</td><td>3 歳</td><td>4 歳</td><td>5 歳</td><td>小計</td><td>合計</td></tr><tr><td>1 号認定</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3">15</td><td>15</td><td rowspan="3">155</td></tr><tr><td>2 号認定</td><td></td><td></td><td></td><td>26</td><td>28</td><td>26</td><td>80</td></tr><tr><td>3 号認定</td><td>13</td><td>21</td><td>26</td><td></td><td></td><td></td><td>60</td></tr></table> |     |     |     |     |     |    |     |  | 認定区分 | 0 歳 | 1 歳 | 2 歳 | 3 歳 | 4 歳 | 5 歳 | 小計 | 合計 | 1 号認定 |  |  |  | 15 |  |  | 15 | 155 | 2 号認定 |  |  |  | 26 | 28 | 26 | 80 | 3 号認定 | 13 | 21 | 26 |  |  |  | 60 |
| 認定区分      | 0 歳                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 1 歳 | 2 歳 | 3 歳 | 4 歳 | 5 歳 | 小計 | 合計  |  |      |     |     |     |     |     |     |    |    |       |  |  |  |    |  |  |    |     |       |  |  |  |    |    |    |    |       |    |    |    |  |  |  |    |
| 1 号認定     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |     | 15  |     |     | 15 | 155 |  |      |     |     |     |     |     |     |    |    |       |  |  |  |    |  |  |    |     |       |  |  |  |    |    |    |    |       |    |    |    |  |  |  |    |
| 2 号認定     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |     | 26  | 28  | 26  | 80 |     |  |      |     |     |     |     |     |     |    |    |       |  |  |  |    |  |  |    |     |       |  |  |  |    |    |    |    |       |    |    |    |  |  |  |    |
| 3 号認定     | 13                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 21  | 26  |     |     |     | 60 |     |  |      |     |     |     |     |     |     |    |    |       |  |  |  |    |  |  |    |     |       |  |  |  |    |    |    |    |       |    |    |    |  |  |  |    |
| 開 設 年 月 日 | 平成 27 年 4 月 1 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |     |     |     |     |    |     |  |      |     |     |     |     |     |     |    |    |       |  |  |  |    |  |  |    |     |       |  |  |  |    |    |    |    |       |    |    |    |  |  |  |    |

## 3 本園における施設・設備等の概要

### (1) 施 設

|     |      |                         |
|-----|------|-------------------------|
| 敷 地 | 敷地全体 | 2,860.55 m <sup>2</sup> |
|     | 園 庭  | 1,106.00 m <sup>2</sup> |
| 園 舎 | 構 造  | 鉄筋コンクリート造・陸屋根 2 階建て     |
|     | 延べ面積 | 1,155.80 m <sup>2</sup> |

## (2) 主な設備

| 設 備         | 部屋数 | 備 考                                                                |
|-------------|-----|--------------------------------------------------------------------|
| 乳児室<br>ほふく室 | 3 室 | ひよこ組、りす組、くま組<br>(0 歳児・1 歳児・1、2 歳児クラス)                              |
| 保育室         | 6 室 | らいおん組 (2 歳児クラス)<br>ほし組 (3 歳児クラス)<br>つき組 (4 歳児クラス)<br>にじ組 (5 歳児クラス) |
| 遊戯場         | 1 室 |                                                                    |
| 調理室         | 1 室 |                                                                    |
| 子育て支援室      | 1 室 | ばけっとサン                                                             |

### 4 施設の目的・運営方針

幼保連携型認定こども園松陽こども園（以下「本園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行うものとします。そして、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えてその心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とします。本園は、小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、その他関係法令を遵守し運営するものとします。

### 5 提供する特定教育・保育の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成30年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号の改定）に基づく、特定教育・保育の提供を適切に行います。

#### 教育・保育理念

「善隣のこころ」「いつでも どこでも そしてだれにでも われ等 善き隣人たらん」

子どもの最善の利益を考慮し、生きる力の基礎を培います。

子どもと子育てに優しい社会をめざし、保護者、地域の方と協力します。

#### 教育・保育方針

三つの「ゼン」

・<sup>アンゼン</sup>「安全」安全への心くばりを …すべての子どもが「安全」にすごせる心くばりを行います。

子どもたちが、健康・安全で情緒の安定した生活ができるよう努めます。

生活や遊びのなかで、子どもたちに自らの身を守る安全意識を培います。

・<sup>シゼン</sup>「自然」自然に学ぶところを …すべての子どもに「自然」の大切さを気付かせていきます。

子どもたちにできるだけ本物の自然に触れさせ、深い感動と豊かな感性を育みます。

子ども一人一人の個性も【自然】として捉え、自分らしく主体的・意欲的に活動できるよう支えます。

・<sup>セキゼン</sup>「積善」積善への意欲づけを …すべての子どもの「積善」への努力を認めていきます。

のびのびとした園生活のなかで、善悪の判断等という道徳性の芽生えを育みます。

善き行いを積み重ねる努力を認め、心の育ちを支えます。

## 教育・保育目標

「心身ともに健やかな子ども」

げんきなからだ やさしいところ がんばるちから

## めざすこども像

「やりたいがあふれる子」

## 教育・保育の内容

- (1) 発達の連続性を考慮して展開していきます。0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達を考慮した特定教育・保育を提供します。
- (2) 様々な年齢の園児の発達の特性に応じた特定教育・保育の提供  
満3歳未満の園児については、特に健康、安全や発達の確保を図ります。  
満3歳以上の園児については、同一学年の園児で編制される学級による集団生活の中で遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるようにします。
- (3) 食事の提供  
園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

|     | 午前間食   | 昼食      | 午後間食 | 備考                |
|-----|--------|---------|------|-------------------|
| 0歳児 | 9時30分頃 | 10時45分頃 | 15時頃 | 月齢に応じて時間の変更があります。 |
| 1歳児 | 9時30分頃 | 11時頃    | 15時頃 |                   |
| 2歳児 | 9時30分頃 | 11時30分頃 | 15時頃 |                   |
| 3歳児 |        | 11時30分頃 | 15時頃 |                   |
| 4歳児 |        | 12時頃    | 15時頃 |                   |
| 5歳児 |        | 12時頃    | 15時頃 |                   |

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

- (4) その他

### ① 預かり保育(1号認定児)

1号認定子どもの預かり保育(平日13:01～16:00)については、無料となります。

行事のない土曜日と夏季休業日は原則実施しませんが、事情のある場合のみ、預かり保育を致します。その場合有料となります。預かり保育届けの申請が必要です。

### ② 早朝、長時間、延長保育、土曜午後保育について

早朝保育、長時間保育、延長保育、土曜午後保育を利用される場合は両親及び同居の祖父母の勤務証明を伴う申請書が必要です。

### ③ 通園バスについて

登降園にバスを利用される方は、園バスによる送迎を実施します。申請書の提出が必要です。(別表1：通園バス利用料参照)

### ④ 登降園について

- ・お迎えの人や時間がいつもと変わる場合は必ずお知らせください。連絡のない場合はお渡しできません。また、小学生、中学生のお迎えはお渡しできません。必ず保護者のお迎えをお願いします。

## ⑤ 送迎時の駐車・降園後の園庭使用について

- ・ 駐車場では、必ずお子様と手を繋いで車に乗ったり降りたりするようにして下さい。
- ・ 時間帯により混み合うことがありますので、譲り合って駐車を心がけて下さい。  
車わきから子どもの飛び出しがないか、車の前後に子どもが居ないか安全を十分に確認し駐停車して下さい。
- ・ 車から離れる時は必ず施錠し、貴重品を車中に置かないようにして下さい。
- ・ 駐車場内及び路上でのいかなる事故等についても本園では保障致しかねますので、細心の注意をもって運転して下さい。
- ・ 思いやりゾーンの駐車場は、障害のある方と妊産婦さんのための専用駐車場です。ご配慮下さい。
- ・ 降園時や土、日曜日は園庭を開放していません。保護者や保育者の目が行き届かない園庭で子どもを遊ばせるのは極めて危険です。遊ばせないようにお願いします。

## ⑥ 保護者に対する子育て支援について

子どもの利益を最優先に、家庭と連携して子どもの育ちを支援していくとともに、保護者が子育てを自ら実践する力の向上に資するよう支援します。

- ・ 関係機関、専門機関との連携（小松市役所子ども家庭部子育て環境課、小松市すこやかセンター、小松市発達支援センターえぶりい、小松市教育センター、向本折小学校等）
- ・ 育児相談、個人面談、保育参加（観）、クラス懇談会、おたより(園だより・給食だより  
クラスだより・保健だより・連絡帳・ドキュメンテーションによる掲示)、ホームページ

## ⑦ 与薬について

園で薬を飲ませることは、原則として禁止されています。しかし、やむを得ず薬を持参される場合はご相談ください。誤飲や事故を防ぎ万全を期するために、登園時「お薬の依頼書」に必要事項を記載していただきます。「お薬の依頼書」は 1 種類につき 1 枚提出をして頂く必要があります。「お薬の依頼書」は、事務所にあります。

- ① 薬は、(粉薬、水薬) 1 回分だけ預かります。
- ② 坐薬・市販の薬・解熱剤は扱いません。
- ③ 直接薬の容器や袋に名前を書いて、病院の薬袋に入れて持たせて下さい。
- ④ 「薬剤情報提供書」(薬の内容や副作用の書いてある紙) を必ず持たせて下さい。
- ⑤ 診察後初めての服用となるものはお断りします。
- ⑥ 長期間与薬が必要な場合は、一週間に一度依頼書を出して下さい。  
(週をまたぐ場合、同様の薬でも再度お薬の依頼書を提出ください)
- ⑦ 土曜日の与薬はご遠慮下さい。

- ・ ホクナリンテープは気管支喘息や気管支炎の時に気管支を拡張させ、咳を沈め、呼吸を楽にする目的で処方されることがあります。剥がれてしまった際、誤飲等の事故が考えられるため、本園では貼付したままの登園をお断りしています。貼ってある場合は、園で取らせていただきます。また、虫よけテープやかゆみ止めテープなども、貼ってある場合は同様に取らせていただきます。

## ⑧ 予防接種についてお願い

- ・ 子どもが病気にならないために予防接種はとても重要で、園でも予防接種を受けることを保護者の方に啓蒙しております。

- ・厚生労働省から出ているインフルエンザ予防接種ガイドラインでは「予防接種を行った後は走り、跳んだりなどの激しい運動をしないように」となっています。激しい運動を行うことで、重い副作用を起こす可能性があるためです。園では日中、散歩や園庭、遊戯場での体を動かす遊びなどを行うため、予防接種は、降園後または、土曜日に行ってください。

#### ⑨ 感染症対策について（厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」より）

- ・本園は、感染症が蔓延しないよう、必要な対策を行っております。
- ・感染症の診断を受けた後に登園される場合は、かかりつけ医師の許可を得るか、または、「保育所における感染症対策ガイドライン」に定められた登園停止の期間を経過した後とします。
- ・感染症が発生した場合は、掲示板または、メール配信などでお知らせいたします。
- ・嘔吐、便、血液が衣服に付着した場合は、洗わずにお返しいたします。
- ・子どもの体調不良がみられる場合（発熱、下痢、嘔吐等）は、園から連絡いたします。お迎えをお願いする場合があります。
- ・感染予防のため、保育室、乳児室の入室はご遠慮下さい。
- ・子どもが、学校保健安全法に定められた伝染病等にかかった場合、他の子どもに感染する恐れがあると園長が認めたときは、出席停止とすることができます。ただし、同居家族が学校保健安全法第1種に定められた伝染病等にかかった場合も、他の子どもに感染する恐れがあると園長が認めたときは、出席停止等の対策をとる場合もあります。

#### ⑩ 体調不良時の登園基準について

| 症状                 | こんな時は登園を控えて<br>医療機関を受診しましょう                                                                                                  | 登園できます                                                                                                                          |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発熱                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・元気がない、機嫌が悪い、食欲がない</li> <li>・24時間以内に38.0℃以上の熱があった</li> <li>・24時間以内に解熱剤を使った</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間以内に、38.0℃以上の熱がない</li> <li>・食欲があり、朝食・水分が摂れている</li> <li>・咳/鼻水の症状は悪くなっていない</li> </ul>  |
| 咳                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・咳のため夜間に起きる</li> <li>・連続して咳き込む、呼吸がつかうようである</li> <li>・機嫌が悪い、食欲がない</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・連続した咳がない</li> <li>・喘鳴やつかうような呼吸がない</li> <li>・機嫌がよく、食欲もある</li> </ul>                      |
| 下痢<br>(軟便～<br>水様便) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間以内に2回以上下痢をする</li> <li>・食事や水分を摂ると下痢をする</li> <li>・下痢があり、いつもより体温が高めである</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間以内に下痢症状が1回のみで、機嫌がよく元気である</li> <li>・食事をしても下痢にならない</li> <li>・排便回数がいつも通りである</li> </ul> |
| 嘔吐                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間以内に2回以上の嘔吐する</li> <li>・元気がない、食欲がない</li> <li>・吐きがあり、いつもより体温が高めである</li> </ul>      |                                                                                                                                 |
| 発疹                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱に伴って発疹がある</li> <li>・口内炎で食事がとれない<br/>(とびひの場合)</li> <li>・全身に出ていて患部を覆えない</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・かかりつけ医の診察の結果、「感染の恐れなし」「全身状態がよい」と診断された</li> </ul>                                        |
| 目の<br>異常           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・目やにが出て目が腫れている</li> <li>・目が充血している、かゆみがある</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・かかりつけ医の診察の結果、「感染の恐れなし」と診断された</li> </ul>                                                 |

## 子どもがかかりやすい病気

| 病名                          | 主な症状                                                                   | 登園停止の期間                                            |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| インフルエンザ                     | 高熱（39℃～40℃以上）が3～4日続く。関節痛、筋肉痛、全身のだるさなどが見られる。                            | 発症した後5日を経過し、解熱後3日間が経過するまで。                         |
| 水痘<br>（みずぼうそう）              | かゆみを伴う水泡が全身に出る。一度感染すると体内にウイルスが潜伏し再発時は、帯状疱疹となる。                         | 全ての水泡がかさぶたになるまで。                                   |
| 溶連菌感染症                      | 発熱、のどの痛み、舌が赤く腫れる（莓舌）、全身に赤い発疹がでる。                                       | 抗生物質の服薬後24時間が経過するまで。                               |
| 水いぼ                         | 丸くて硬いいぼ。何か月もかかって全身にいぼが広がっていく。人によっては、軽度のかゆみあり。                          | 休む必要はありません。                                        |
| アデノウイルス<br>（咽頭結膜熱）          | 高熱（39℃～40℃以上）、のどの痛み、結膜炎など。                                             | 症状が治り、2日間経過するまで。                                   |
| RSウイルス感染症                   | 発熱、鼻水、咳、呼吸困難などの症状が見られる。低年齢の子どもが感染すると、気管支炎、肺炎になりやすい。                    | 症状が治まり普段の生活ができるようになるまで。                            |
| とびひ                         | きずや虫刺されの部分をかいて、菌が付きジュクジュク状態になる。ジュクジュク状態が他の部位に付くと、その部分も同じ症状になり広がる。      | 主治医の判断に従って下さい。                                     |
| ヒトメタニューモウイルス                | 発熱、鼻水、咳、呼吸困難などの症状が見られる。低年齢の子どもが感染すると、気管支炎、肺炎になりやすい。                    | 症状が治まり普段の生活ができるようになるまで。                            |
| ウイルス性胃腸炎<br>（ノロウイルス・ロタウイルス） | 主な症状は嘔吐や下痢であるが、症状が悪化すると脱水症状を合併する。                                      | 症状が治まり普段の生活ができるようになるまで。                            |
| 新型コロナウイルス感染症                | 熱、咳、のどの痛み、息切れ、呼吸困難、倦怠感などの症状が見られる。＊コロナウイルスは変異しやすいので変異株によっては症状が変わる場合がある。 | 発症した後5日を経過し、解熱後24時間が経過するまで。症状が治まり普段の生活ができるようになるまで。 |

＊上記は子どもが感染しやすい病気と登園基準です。病気と登園基準は、厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」をもとに作成しております。

### ⑪ 病児保育事業（体調不良時対応型）について

保育中に微熱を出すなど体調不良となった場合において、保護者が迎えに来るまでの間、安心かつ安全な体制を確保することで、緊急的な対応を図る事業および本園に通園する子どもに対して保健的な対応を図る事業です。登園前より体調不良のお子様はお預かりできません。そのような場合は、こまつ病児保育ルームが対応しておりますので、お問い合わせください。

### ⑫ ホームページについて

本園は、ホームページ等で情報公開をしています。（<http://www.shoyo-kodomoen.com>）その時、子どもの顔写真が載る場合があります。（個人情報使用同意書（p17、19）を提出していただいております）

### ⑬ 写真の注文について

本園では、インターネット写真販売システム「はいチーズ」を取り入れています。園行事の写真や保育教諭が写した写真を保護者が直接インターネットで見て選び購入していただくシステムです。

### ⑭ 変更届の提出について

就労状況・住所・家庭の状況等に変更がありましたら、速やかに園の方にご連絡ください。変更届は小松市に提出致します。

### ⑮ 登園時間について

教育・保育の内容の充実した活動を行うため、9:00までに登園してください。

欠席や登園時間が9:00を過ぎる場合は、必ずご連絡ください。

## ⑯ 土曜日の保育について

土曜日は、両親ともに勤務の方のみお預かりします。土曜保育（午後）が必要な場合は、前月 20 日までに「土曜給食調査票」「勤務証明書」の提出が必要です。土曜日、保護者がお休みの方はお子様とゆっくり過ごす時間にしましょう。

## 6 職員の配置状況

| 職 種              | 職員数 | 常 勤 | 非常勤 | 備 考 |
|------------------|-----|-----|-----|-----|
| 【施設長】園長          | 1   | 1   |     |     |
| 【副施設長】<br>副園長・教頭 | 1   | 1   |     |     |
| 主幹保育教諭           | 1   | 1   |     |     |
| 指導保育教諭           | 3   | 3   |     |     |
| 保育教諭             | 26  | 25  | 1   |     |
| 養護教諭、看護師         | 2   | 2   |     |     |
| 栄養士              | 3   | 3   |     |     |
| 調理員              | 1   |     | 1   |     |
| 保育補助             | 6   | 3   | 3   |     |
| 事務員              | 1   | 1   |     |     |
| 通訳・翻訳            | 1   | 1   |     |     |
| バス運転手            |     |     |     |     |
| 学校医              |     |     | 1   |     |
| 学校歯科医            |     |     | 1   |     |
| 学校薬剤師            |     |     | 1   |     |

本園では、小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、その他関係法令及び関係条例を遵守し、特定教育・保育の実施に必要な職員として、左記の職種の職員を配置しています。

### <各職種の勤務体系>

| 職 種         | 勤務体系               | 職務内容                               |
|-------------|--------------------|------------------------------------|
| 園 長         | 勤務時間帯 (8:30~17:30) | 園務をつかさどり、所属職員を監督する。                |
| 副園長・教頭      | 勤務時間帯 (8:00~17:00) | 園長を補佐し、円滑な管理運営を行う。                 |
| 主幹保育教諭      | 勤務時間帯 (8:00~17:00) | 上司を補佐し、所轄の業務内容に所属職員の統括・指導する。       |
| 保育教諭        | 勤務時間帯 (8:00~17:00) | 教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等を行う。 |
|             | 勤務時間帯 (8:30~15:30) |                                    |
|             | 勤務時間帯 (8:30~16:30) |                                    |
|             | 勤務時間帯 (8:30~17:30) |                                    |
|             | 勤務時間帯 (9:00~14:00) |                                    |
|             | 勤務時間帯 (9:00~16:00) |                                    |
| 養護教諭<br>看護師 | 勤務時間帯 (8:00~17:00) | 園児の健康状態を観察し健康管理等を行う。               |
| 栄養教諭<br>調理員 | 勤務時間帯 (8:00~17:00) | 献立作成や給食全般の管理、調理業務及び食育に関する活動を行う。    |
|             | 勤務時間帯 (8:00~15:00) |                                    |
|             | 勤務時間帯 (9:00~17:00) |                                    |
| 保育補助        | 各担当に必要な時間帯         | 保育教諭を補助して担当業務に従事する。                |

※ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※勤務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 7 開園日・開園時間及び休園日

|               |                             |            |            |  |  |  |  |             |                     |  |                                |  |                     |      |  |                                               |  |       |  |                                                                                                          |  |       |  |       |  |       |  |       |  |       |  |       |  |       |  |       |  |
|---------------|-----------------------------|------------|------------|--|--|--|--|-------------|---------------------|--|--------------------------------|--|---------------------|------|--|-----------------------------------------------|--|-------|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------|--|-------|--|-------|--|-------|--|-------|--|-------|--|-------|--|-------|--|
| 7：00          |                             |            |            |  |  |  |  |             |                     |  |                                |  |                     | 8：00 |  | 9：00                                          |  | 10：00 |  | 11：00                                                                                                    |  | 12：00 |  | 13：00 |  | 14：00 |  | 15：00 |  | 16：00 |  | 17：00 |  | 18：00 |  | 19：00 |  |
| Ⅰ号<br>認定子ども   |                             | 教育標準時間     |            |  |  |  |  | 預かり保育       |                     |  |                                |  |                     |      |  |                                               |  |       |  | 休業日<br><br>・土曜日、日曜日、国民の祝休日<br>・夏季休業日 8月14日～8月16日<br>冬季休園日 12月29日～1月3日<br>また、園長が必要と認めた場合は開園<br>することがあります。 |  |       |  |       |  |       |  |       |  |       |  |       |  |       |  |       |  |
|               |                             | 8：00～13：00 |            |  |  |  |  | 13：01～16：00 |                     |  |                                |  |                     |      |  |                                               |  |       |  |                                                                                                          |  |       |  |       |  |       |  |       |  |       |  |       |  |       |  |       |  |
|               |                             | 保育標準時間     |            |  |  |  |  |             |                     |  |                                |  |                     | 延長保育 |  | ・日曜日<br><br>・国民の祝休日<br><br>・年末年始(12/29～翌年1/3) |  |       |  |                                                                                                          |  |       |  |       |  |       |  |       |  |       |  |       |  |       |  |       |  |
| 2・3号<br>認定子ども | (早期保育)<br>7：00<br>～<br>7：59 |            | 8：00～17：00 |  |  |  |  |             |                     |  | (長時間保育)<br>17：01<br>～<br>18：00 |  | 18：01<br>～<br>19：00 |      |  |                                               |  |       |  |                                                                                                          |  |       |  |       |  |       |  |       |  |       |  |       |  |       |  |       |  |
|               | 延長保育                        |            | 保育短時間      |  |  |  |  |             | 延長保育                |  |                                |  |                     |      |  |                                               |  |       |  |                                                                                                          |  |       |  |       |  |       |  |       |  |       |  |       |  |       |  |       |  |
|               | 7：00<br>～<br>7：59           |            | 8：00～16：00 |  |  |  |  |             | 16：01<br>～<br>19：00 |  |                                |  |                     |      |  |                                               |  |       |  |                                                                                                          |  |       |  |       |  |       |  |       |  |       |  |       |  |       |  |       |  |

※延長保育等の利用に当たっては、通常の基本保育料の他に、別途、利用者負担が必要となります。また 17 時 01 分から 18 時 00 分の長時間保育喫食代も利用者負担となります。

## 8 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担額(保育料)。支給認定した市町村が定める利用者負担額（保育料）をお支払いただきます。幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳児のすべての子ども、1号認定の満3歳児、及び、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもの保育料も無償となります。
- (2) (1)に掲げる基本保育料のほか、14ページの別表1私的契約利用料及び15ページの別表3給食費（副食費・主食費）を負担していただきます。
- (3) 15ページの別表2 1号認定の預かり保育料（平日13:01から16:00）は無料とします。

※本園は、いしかわ子育て支援財団プレミアムパスポート事業に協賛しています。年度のはじめにプレミアムパスポートを提示されますと、1号認定の子どもは給食費（副食費）が無料になります。  
 途中入園の子どもに関しては、プレミアムパスポートの提示を入園時に受け付けます。

## 9 支払方法

- (1) 毎月の利用者負担額（保育料）、給食費及びその他費用を、保護者指定金融機関口座から自動引落（以下、口座振替）させていただきます。引落日は毎月2日(金融機関休業日は翌営業日)です。
- (2) 金融機関での振り込み手数料等の実費に関しては保護者の負担となります。
- (3) 園長が特に認めた場合は、現金による納入を認める場合があります。

## 10 利用終了に関する事項

本園は、以下の場合には特定教育・保育の提供を終了します。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
- (2) 3号認定子どもの保護者が、法令等の定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 保護者から退園の申し出があったとき（退園希望月の1ヶ月前の月の初日までに退園届を提出）
- (4) 利用負担額の支払いが2ヶ月以上遅延し、施設からの相当期間を定めた勧告にも関わらずこれが支払われない場合
- (5) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

## 11 学校医等

本園は、以下の学校医・学校歯科医・学校薬剤師と契約を締結しています。

### (1) 内科 小児科

|         |               |
|---------|---------------|
| 医療機関の名称 | せせらぎこどもクリニック  |
| 担当医氏名   | 大川 哲平         |
| 所在地     | 小松市白嶺町3丁目28番地 |
| 電話番号    | 0761-58-1665  |

### (2) 歯科

|         |              |
|---------|--------------|
| 医療機関の名称 | たけだ歯科クリニック   |
| 担当医氏名   | 武田 禎慶        |
| 所在地     | 小松市下牧町己1街区17 |
| 電話番号    | 0761-41-5418 |

### (3) 学校薬剤師

|         |                |
|---------|----------------|
| 医療機関の名称 | てまり山代薬局        |
| 薬剤師名    | 代表 前川 敏康       |
| 住所又は所在地 | 加賀市山代温泉北部3丁目73 |
| 電話番号    | 0761-77-2157   |

## 12 園からの情報配信「KidsView (キッズ ビュー)」アプリについて

＊園からのお知らせや緊急時の情報等を配信する時に「KidsView (キッズ ビュー)」アプリを使用しています。必ずアプリの取得をお願いします。

入園月の初日に「保護者用アプリのご案内」(子どものセキュリティコード・ID・パスワードを掲載)をお渡しします。QRコードを読み取り、お進みください。

＊アプリのメインメニューの「お知らせ」では園だより、食事だより、ドキュメンテーション、各年齢からの連絡等を掲載します。

＊「KidsView (キッズ ビュー)」アプリのメインメニューの「ご家庭より」と「園より」の二つが1, 2, 3, 4, 5歳児の連絡帳となります。ご家庭と園の様子をアプリでやりとりをします。0歳児は、紙媒体の連絡帳を使用します。

＊最終ページ「緊急連絡先」の用紙にて、緊急時の連絡先、かかりつけ医療機関等の届出をしていただきます。容態の変化があった場合は、緊急時の連絡先へ連絡をし、学校医又はかかりつけ医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

保護者との連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、本園が指定する医療機関でしかるべき治療等の対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

### 13 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|           |                                                                                                                                                                                                                  |                    |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 本園ご利用相談窓口 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付担当者 園長 大西 千鶴</li> <li>・解決責任者 理事長 広川 保</li> <li>・ご相談時間 本園開園日、開園時間内</li> <li>・電話番号 0761-22-0076</li> <li>F A X 0761-22-0311</li> </ul> <p>担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。</p> |                    |
| 第三者委員     | 園井 肇                                                                                                                                                                                                             | 住 所 小松市土居原町 236-2  |
|           |                                                                                                                                                                                                                  | 電話番号 0761-22-5663  |
|           | 牧 美鈴                                                                                                                                                                                                             | 住 所 小松市向本折町寅 273   |
|           |                                                                                                                                                                                                                  | 電話番号 0761-22-7494  |
|           | 吉田 久恵                                                                                                                                                                                                            | 住 所 小松市矢田町イ 44     |
|           |                                                                                                                                                                                                                  | 電話番号 0761-44-2744  |
|           | 根石 佐恵子                                                                                                                                                                                                           | 住 所 小松市正連寺町い 76-1  |
|           |                                                                                                                                                                                                                  | 電話番号 0761-47-0221  |
|           | 寺田 喜代嗣                                                                                                                                                                                                           | 住 所 小松市東山町か 6-1    |
|           |                                                                                                                                                                                                                  | 電話番号 0761-22-2388  |
|           | 上村 富美子                                                                                                                                                                                                           | 住 所 小松市矢田野町ワ-45    |
|           |                                                                                                                                                                                                                  | 電話番号 0761-44-3615  |
|           | 小坂 幸一郎                                                                                                                                                                                                           | 住 所 能美市佐野町イ 107-1  |
|           |                                                                                                                                                                                                                  | 電話番号 090-2831-0450 |

※本園では、上記のほか、要望・苦情等に係る投函箱「ご意見箱」（正面玄関外）を設置しています。

### 14 非常災害時の対策

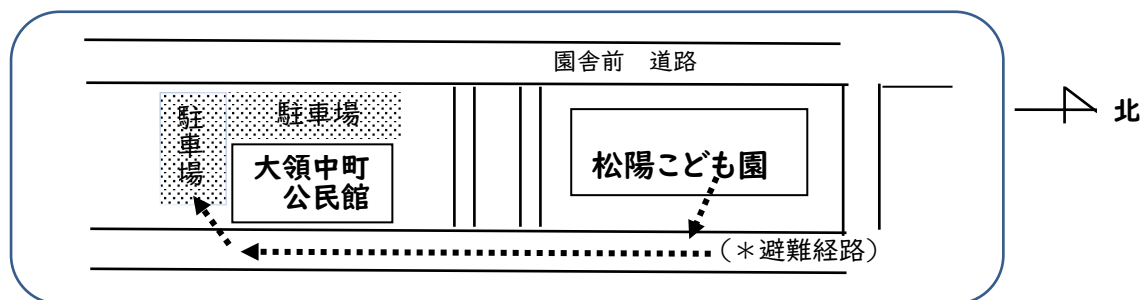
火災・地震・台風・水害・竜巻・津波等の非常災害時に対し、別途に定める防災マニュアルにより対応します。

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 防災設備       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知設備</li> <li>・ガス漏れ報知機</li> <li>・誘導灯</li> <li>・非常警報装置（セコム）</li> <li>・非常用電源（自家発電機）</li> <li>・消火器</li> <li>・災害用備蓄：食糧(粥、米粉クッキー、粉ミルク)、使い捨て哺乳瓶</li> <li>・飲料水（10L×12本） 災害用トイレ</li> <li>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理</li> <li>・E Vバス（非常用電源）</li> </ul> |
| 避難訓練       | 火災、地震、風水害、不審者の訓練は、毎月1回以上実施します。毎年、防災の日に引き渡し訓練（保護者参加）を行います。                                                                                                                                                                                                                            |
| 避難場所       | 第1：園庭 第2：大領中町公民館駐車場                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 水害災害時 避難場所 | 第1：園舎屋上 第2：末広体育館                                                                                                                                                                                                                                                                     |

※災害時は、パソコン・iPadより「KidsView（キッズビュー）」アプリを通して速やかに必要な連絡をします。保護者の皆様は、それにより対応してください。

## 第2避難場所

### 大領中町公民館駐車場



#### ≪ 近隣の緊急連絡先 ≫

|     |       |         |         |
|-----|-------|---------|---------|
| 警察署 | 110 番 | 小松警察署   | 22-0110 |
| 消防署 | 119 番 | 小松市消防本部 | 20-1119 |

## 15 利用者に対する保険の種類・保険内容・保険金額

★本園では、以下の保険に加入しています。

|       |                                                                                 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 保険会社  | 独立行政法人日本スポーツ振興センター                                                              |
| 保険の種類 | 災害共済給付                                                                          |
| 保険金額  | 死亡見舞金 2,800 万円、1,400 万円<br>障害見舞金 3,770 万円～82 万円<br>医療費・医療保険並みの療養に要する費用の 4/10 など |
| 利用者負担 | 170 円/年                                                                         |

|       |                                                                                           |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保険会社  | 社会福祉法人全国社会福祉協議会「ふくしの保険」                                                                   |
| 保険の種類 | 賠償責任保険                                                                                    |
| 保険金額  | 対人賠償補償 1 億円（個人）/7 億円（事故）<br>対物賠償補償 1,000 万円（事故）<br>受託/管理財物賠償補償 200 万円<br>人格権侵害など 1,000 万円 |
| 利用者負担 | なし                                                                                        |

|       |                                                    |                                            |
|-------|----------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 保険会社  | 損害保険ジャパン株式会社                                       |                                            |
| 保険の種類 | PTA 団体傷害保険                                         | PTA 活動賠償責任保険                               |
| 保険金額  | 死亡・後遺障害 100 万円<br>入院保険日額 1,500 円<br>通院保険日額 1,000 円 | 身体 ~3,000 万円（個人）/2 億円（事故）<br>財物 100 万円（事故） |
| 利用者負担 | なし                                                 |                                            |

※詳細は p16 に記載してあります。

## 16 本園におけるその他の留意事項

- ・本園敷地内はすべて禁煙です。
- ・利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する政治活動、宗教活動及び営利活動はご遠慮ください。
- ・利用者（子ども、保護者）が事業者や従事する職員又は他の利用者(子ども、保護者)に対して社会通念を逸脱する行為を行った時は契約を解除する場合があります。
- ・利用者（子ども・保護者またはその家族等）の言動及び要望等が、当法人や従事する職員に対し心身又は生命の危害を及ぼすおそれがあるとき、またはその他の利用者への本件サービスの提供に著しく悪影響をおよぼしたとき、ハラスメントに該当する事案に対する改善の申し入れ後も改善がみられないとき、お子様の退園を申し出る場合があります。

## 17 虐待防止のための措置について

当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めています。

児童福祉法第33条を遵守し、職員は園児に対して虐待その他心身に有害な影響を及ぼす行為を致しません。

虐待防止責任者      園 長      大西 千鶴

## 18 守秘義務について（子どもたちの情報は外部に漏らしません）

当法人が定める個人情報保護に対する基本方針、特定個人情報取り扱い規程及びビデオを遵守し、個人情報保護を図ります。

## 19 個人情報について

ホームページに掲載した写真は閲覧以外での使用はしないでください。

また、園行事等の際に保護者の皆様が撮影された写真・動画に関しても、お子様以外の園児が写っている写真はSNS等に掲載しないでください。

# 災害時の対応について

令和7年～

松陽こども園 園長 大西 千鶴

松陽こども園では、風水害や大地震などが発生し、お預かりしているお子様に危険が見込まれる場合や施設被害により受け入れが困難な場合に、臨時休園などの措置をとることがあります。保護者の皆様におかれましては、下記の対応内容について日頃からご留意をいただき、緊急時には速やかな行動がとれますようにご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## こども園が所在する場所（向本折校下・地区）に緊急情報が発令されたとき

|                                                    |        |        |                                                                                                    |
|----------------------------------------------------|--------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開園前<br>・午前6時時点<br>で発令中<br>・午前6時から<br>開園7時まで<br>に発令 | 警戒レベル3 | 高齢者等避難 | <b>臨時休園とします</b><br><br>避難情報発令中であっても明らかに気象状況が回復傾向であり避難解除も予測される場合は、こども園等の周囲の安全を確認した上で、開園します。         |
|                                                    | 警戒レベル4 | 避難指示   |                                                                                                    |
|                                                    | 警戒レベル5 | 緊急安全確保 |                                                                                                    |
| 開園中                                                | 警戒レベル3 | 高齢者等避難 | <b>お子様を引き渡します</b><br>・保護者の皆様へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつできるだけ速やかなお迎えの依頼連絡」をします。                              |
|                                                    | 警戒レベル4 | 避難指示   | <b>臨時休園とします</b><br><br>・原則予め保護者の皆様へ周知している避難所へお子様を避難させます。ただし、他の避難場所又は園内が安全と判断した場合は、その場所にお子様を避難させます。 |
|                                                    | 警戒レベル5 | 緊急安全確保 |                                                                                                    |

## 小松市内において震度5以上の地震が発生したとき

|                                                                                     |                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 登園前<br>保育中                                                                          | 震度5以上の地震の発生後に、施設の安全確保、職員体制の確保などが著しく困難な場合、登園自粛や臨時休園となる場合がございます。                                                 |
|  | 風水害・地震ともに、危険を感じた場合は、保護者の皆様の判断で（園からの連絡を待たずに）お迎えいただいて構いません。園から連絡ができない事態が発生すること考えられます。早めの判断と対応が、お子様の安心・安全につながります。 |



松陽こども園水害時の避難場所は

**第1：園舎屋上**  
**第2：末広体育館**

松陽こども園

〒923-0962 小松市大領中町1-171  
電話0761-22-0076  
FAX0761-22-0311

<別表Ⅰ 私的契約利用料表>

| 名称                                                                                                                                                   |         | 利用料           | 説明                                           |                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------------|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長時間保育料                                                                                                                                               |         | 100 円/回       | 17:01～18:00 の保育時間中に提供する喫食代金<br>喫食前に降園する時は持帰り |                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                          |
| 延長保育料                                                                                                                                                |         | 100 円/時       | 18:01～19:00 の保育利用料                           |                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                          |
| ＊原則実施しないが、保育短時間認定児の延長保育申請があった場合、7：00～7：59の保育利用料100円、16:01～17:00の保育利用料100円、17:01～18:00の保育利用料100円、18:01～19:00 の保育利用料100円徴収する。<br>(喫食した場合は別途喫食代金100円徴収) |         |               |                                              |                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                          |
| 一時預かり                                                                                                                                                | 地域枠     | 1 日           | 2,000円/回                                     | ●基準時間8:00～17:00 の9時間の中で、保育の必要な8時間以内の保育利用料。(授乳を含む昼食喫食を含む)ただし、基準時間以外の超過時間利用がある場合は300円/時とする<br>●半日時間は、8:00～17:00 の9時間の中で、保育の必要な4時間以内の保育利用料<br>●地域枠・・施設所在地と同小学校下居住者<br>●地域枠外・・施設所在地と同小学校下外居住者 |                                                                                                                          |
|                                                                                                                                                      |         | 半日            | 2,000円/回                                     |                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                          |
|                                                                                                                                                      |         | 昼食喫食あり(授乳を含む) |                                              |                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                          |
|                                                                                                                                                      | 地域枠外    | 昼食喫食なし        | 1,000円/回                                     |                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                          |
|                                                                                                                                                      |         | 1 日           | 5,000円/回                                     |                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                          |
|                                                                                                                                                      |         | 半日            | 5,000円/回                                     |                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                          |
|                                                                                                                                                      | マイ保育園券枠 | 昼食喫食あり(授乳を含む) | 2,000円/回                                     | ●当園にマイ保育園登録された方のみ利用券使用<br>●マイ保育園券利用時間は午前中8：00～12：00の間で、4時間以内の保育 午前中のみ利用券使用可                                                                                                               |                                                                                                                          |
|                                                                                                                                                      |         | 昼食喫食なし        |                                              |                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                          |
|                                                                                                                                                      |         | 1 日           | 0円/回<br>マイ保育園利用券<br>マイ保育園券 + 1,000円          |                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                          |
|                                                                                                                                                      | 特別枠     | 午前半日          |                                              |                                                                                                                                                                                           | ●入園1ヶ月前からの慣らし保育及び出産や介護等により一時的に居住地を離れ里帰りのため連続利用する場合で、基準時間 8:00～17:00 の保育利用料<br>基準時間以外の利用がある場合は 300 円/時とする<br>●その他園長が認める場合 |
|                                                                                                                                                      |         | 1 日           | 2,000円/回                                     |                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                          |
|                                                                                                                                                      |         | 半日            | 2,000円/回                                     |                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                          |
|                                                                                                                                                      | 特別枠     | 昼食喫食あり(授乳を含む) |                                              |                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                          |
|                                                                                                                                                      |         | 昼食喫食なし        | 1,000円/回                                     |                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                          |
|                                                                                                                                                      |         |               |                                              |                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                          |

|                                 |                         |                                                            |
|---------------------------------|-------------------------|------------------------------------------------------------|
| 通園バス利用料                         | 2,000 円/月               | 向本折小学校下内の登降園の1 ヶ月あたり利用料                                    |
|                                 | 1,000 円/月               | 向本折小学校下内の登園又は降園の1 ヶ月あたり利用料                                 |
|                                 | 100 円/回                 | 向本折小学校下内の1 回あたり登園又は降園の片道利用料                                |
|                                 | 4,000 円/月               | 向本折小学校下外の登降園の1 ヶ月あたり利用料                                    |
|                                 | 2,000 円/月               | 向本折小学校下外の登園又は降園の1 ヶ月あたり利用料                                 |
|                                 | 200 円/回                 | 向本折小学校下外の1 回あたり登園又は降園の片道利用料                                |
| 年間維持費                           | 4,000 円/年<br>(長兄のお子様)   | 教育保育充実費3,000円+口座振替手数料1,000円<br>年度初めに徴収とする(途中入園の場合は、入園月とする) |
|                                 | 3,000 円/年<br>(長兄でないお子様) | 教育保育充実費3,000円<br>年度初めに徴収とする(途中入園の場合は、入園月とする)               |
| 遠足保護者参加費<br>※貸切バス(観光バス)利用時のみ    | 3,000円/人                | 遠足後に徴収とする。保護者の参加人数が増えた場合や保護者分の施設利用料は、別途徴収とする。              |
| 日本スポーツ振興センター<br>災害共済給付制度 保護者負担金 | 170円/人                  | 年度初めに徴収とする<br>但し、途中入園の場合は、入園月とする(転園による前施設加入証明書がある場合は除く)    |

<別表2 Ⅰ号認定児 私的契約利用料表>

| 名称                      | 利用料                                      | 説明                                                                          |
|-------------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 預かり保育利用料（平日）            | 無料                                       | 預かり保育：13:01～16:00                                                           |
| 預かり保育利用料<br>（土曜日、夏季休業日） | 2,000円/回<br>昼食喫食あり<br>1,000円/回<br>昼食喫食なし | 原則実施しないが、事情のある場合のみ実施可能<br>行事のある土曜日に出席してもこれに該当しない<br>※利用日1週間前からのキャンセルは300円徴収 |
| 延長保育料                   | 100円/時                                   | 原則実施しないが、保護者に特別の事情がある場合に実施した7:00～7:59、16:01～19:00の保育利用料                     |

<別表3 給食費（副食費及び主食費）>

| 名称  |     | 認定区分                                                                      | 利用料                   | 説明                                                                                                                    |
|-----|-----|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 給食費 | 副食費 | Ⅰ号<br>(満3歳児を含む)                                                           | 3,500 円/月<br>(180円/食) | 土曜日及び 8/14～8/16 を除く一ヶ月当たりの喫食代金<br>出欠の有無による精算は行なわない<br>プレパス提示で副食費は無料<br>プレパス提示がない場合は、副食費徴収有り                           |
|     |     | Ⅱ号                                                                        | 3,500円/月<br>(180円/食)  | 土曜日及び 8/14～8/16 を除く一ヶ月当たりの喫食代金<br>出欠の有無による精算は行なわない<br>土曜日喫食時は、副食費 190 円×喫食回数を翌月徴収<br>※8/14～16 の夏季休業日は、家庭よりお弁当等を持参いただく |
|     |     | ※年収 360 万円未満相当世帯の全ての 3～5 歳の子ども及び、18 歳以下の児童等が 3 人以上いる世帯の第 3 子以降の子どもは副食費が免除 |                       |                                                                                                                       |
|     | 主食費 | Ⅰ号<br>(満3歳児を含む)                                                           | 1,000 円/月             | 土曜日及び 8/14～8/16 を除く一ヶ月当たりの喫食代金<br>出欠の有無による精算は行なわない                                                                    |
|     |     | Ⅱ号                                                                        |                       |                                                                                                                       |

※前年度給食材料費実績に基づき 10 月 1 日に料金改定を実施する。

※教育・保育充実費は、年度初めに徴収し、必要な教材等は年度当初に渡すこととする。ただし、紛失・破損等個人的理由により途中で購入の場合は、その物品に限り実費徴収とする。

尚、法人内での年度途中の転園の際、転園先では教育保育充実費は徴収しない。

※年間維持費において、年度途中の入退園での清算はない。

※口座振替手数料は、長兄子のみ徴収する。

※延長保育料・長時間保育料・土曜日副食費（喫食時）は、実績徴収（翌月徴収）とする。

卒園・退園時も翌月徴収とする。

※利用料及び私的契約利用料については、返納等には基本応じないこととする。やむを得ず途中退園しても返納しないこととする。

※プレミアムパスポートを年度初めに提示の場合は、Ⅰ号認定子どもの給食費（副食費）を無料とする。ただし、途中入園児に限っては、提示を入園月とする。

※着替え用衣類（パンツ）は原則、家庭から持ってきたものを使用するが、やむを得ず園のものを使用する際は、園からの新品の物を提供し、その代金は保護者負担（実費徴収）とする。

## 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

社会福祉法人大和善隣館では法人の運営するこども園・保育園に在園する児童の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

JSC の災害共済給付は、園の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童の名簿を提出することになっています。重要事項説明書内の同意書に御記入の上、施設長へ提出してください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。令和3年4月1日現在、その主な内容は以下のとおりです。

※災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在園中は自動更新となります。

### ■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

| 災害の種類 | 災 害 の 範 囲                                                                                                                                                | 給 付 金 額                                                                                                                                                             |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 負傷    | その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの                                                                                                           | 医療費<br>・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち2/10は、療養に伴って要する費用として加算される分）<br>ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額<br>・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額 |
| 疾病    | その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの<br>・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水<br>・異物の嚥下又は迷入による疾病<br>・漆等による皮膚炎<br>・外部衝撃等による疾病<br>・負傷による疾病 |                                                                                                                                                                     |
| 障害    | 学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）                                                                                                     | 障害見舞金 4,000万円～88万円<br>〔通学（園）中の災害の場合 2,000万円～44万円〕                                                                                                                   |
| 死亡    | 学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡                                                                                                                  | 死亡見舞金 3,000万円〔通学（園）中の場合 1,500万円〕                                                                                                                                    |
|       | 突<br>然<br>死<br>運動などの行為に起因する突然死                                                                                                                           | 死亡見舞金 3,000万円〔通学（園）中の場合 1,500万円〕                                                                                                                                    |
|       | 運動などの行為と関連のない突然死                                                                                                                                         | 死亡見舞金 1,500万円〔通学（園）中の場合も同額〕                                                                                                                                         |

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（保育所等における保育中を含む。）
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
- ④ 通常の経路及び方法により通学（園）する場合
- ⑤ 寄宿舎にあるとき 等

### ■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等（例：条例に基づく乳幼児医療助成）を受けたときは、その受けた限度において給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ⑥ 災害共済給付には特別診療費（紹介状なしに大きな病院を受診した場合にかかる特別な料金）は含まれずご本人の負担となります。
- ⑦ 万が一健康保険に未加入の場合に起きた学校管理下での災害は、災害共済給付で受けられる分のみが補償されます。

\*これはJSCの災害共済給付制度の概要を記載したものです。

### ■ 共済掛金（年額）

保護者等負担額 **170円**（社会福祉法人大和善隣館 負担額 **115円**） ※負担金額は年額です。

### <保護者控え>

本園における特定教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

社会福祉法人 大和善隣館

理事長 広川 保 (印)

幼保連携型認定こども園 松陽こども園

園 長 大西 千鶴 (印)

説 明 者 向 春代 (印)

私は、本書面に基づいて幼保連携型認定こども園松陽こども園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者氏名

(印)

### 個人情報使用同意書

下記園児及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・継続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の教育保育施設等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

・園だより、クラスだより等において写真・名前・生年月日等の掲載の 可・否

・ホームページへの写真の掲載の 可・否

・SNS (YouTube) において動画等を公開することの 可・否

社会福祉法人 大和善隣館

理事長 広川 保 様

幼保連携型認定こども園 松陽こども園

園 長 大西 千鶴 様

令和 年 月 日

住 所 : \_\_\_\_\_

園 児 氏 名 : \_\_\_\_\_

保護者氏名 : \_\_\_\_\_ (印)

園児から見た続柄 : \_\_\_\_\_

### 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

### 同 意 書

社会福祉法人大和善隣館 殿

幼保連携型認定こども園 松陽こども園 園児氏名 \_\_\_\_\_

貴法人が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在園する間、上記児童が加入することに同意します。

令和 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_



## <こども園控え>

本園における特定教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

社会福祉法人 大和善隣館

理事長 広川 保 (印)

幼保連携型認定こども園 松陽こども園

園 長 大西 千鶴 (印)

説 明 者 向 春代 (印)

私は、本書面に基づいて幼保連携型認定こども園松陽こども園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者氏名

(印)

### 個人情報使用同意書

下記園児及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・継続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の教育保育施設等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

・園だより、クラスだより等において写真・名前・生年月日等の掲載の 可・否

・ホームページへの写真の掲載の 可・否

・SNS (YouTube) において動画等を公開することの 可・否

社会福祉法人 大和善隣館

理事長 広川 保 様

幼保連携型認定こども園 松陽こども園

園 長 大西 千鶴 様

令和 年 月 日

住 所 :

園 児 氏 名 :

保護者氏名 : (印)

園児から見た続柄 :

## 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

### 同 意 書

社会福祉法人大和善隣館 殿

幼保連携型認定こども園 松陽こども園 園児氏名

貴法人が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在園する間、上記児童が加入することに同意します。

令和 年 月 日

保護者氏名

# 緊 急 連 絡 先

|                         |            |          |            |      |
|-------------------------|------------|----------|------------|------|
| ふりがな<br>児童名             |            |          | 生年月日       |      |
| 住所                      | 〒          |          |            |      |
| 保護者の勤務先及び携帯電話           |            |          |            |      |
| 続柄                      | 保護者名（ふりがな） | 勤務先と電話番号 |            | 携帯電話 |
|                         |            | TEL      |            |      |
|                         |            | TEL      |            |      |
| 保育中の緊急時の連絡先（優先順でお書き下さい） |            |          |            |      |
|                         | 氏 名（ふりがな）  | 続柄       | 緊急連絡先と電話番号 |      |
| 1                       |            |          |            |      |
| 2                       |            |          |            |      |
| 3                       |            |          |            |      |
| 4                       |            |          |            |      |
| 5                       |            |          |            |      |
| 病気やけがのかかりつけ又は希望する病院     |            |          |            |      |
| 外科                      |            | 小児科      |            |      |
|                         | TEL        |          | TEL        |      |
| 眼科                      |            | 歯科       |            |      |
|                         | TEL        |          | TEL        |      |
| 皮膚科                     |            | その他      |            |      |
|                         | TEL        |          | TEL        |      |
| 特記事項（アレルギーなどあればお書き下さい）  |            |          |            |      |

記入日 年 月 日





